

習志野市職員等の内部通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、内部通報者の保護並びに通報があった法令違反等の行為に係る調査及び是正措置等に関し必要な事項を定めること等により、市の事務又は事業における事故及び不祥事を未然に防止し、もって市民から信頼される公正な組織体制の確立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「市職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、公営企業管理者及び議会(以下「市の各機関」という。)に属する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項第3号に規定する特別職の職員
- (2) 市の各機関を役務の提供先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者
- (3) 市の各機関と請負契約その他の契約を締結している事業者が行う当該事業等に従事する労働者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定管理者が行う市の施設の管理業務に従事する労働者
- (5) 他の団体から市の各機関へ派遣等されている職員
- (6) 通報の日前1年以内に、前各号に掲げる者のいずれかであった者
- (7) 市の各機関と請負契約その他の契約を締結している事業者の役員
- (8) 地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者である事業者の役員

2 この要綱において「内部通報」とは、市職員等が、市が実施する事務又は事業に係る行為について、次の各号に掲げるいずれかの事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合に、当該行為について行う通報をいう。

- (1) 法令(条例、規則等を含む。)に違反する行為の事実
- (2) 市民等の生命、身体、財産その他の利益を害し、又はこれらに対して重大な影響を及ぼすおそれのある行為の事実
- (3) 公益に反し、又は公正な職務を損なうおそれのある行為の事実

3 この要綱において「内部通報等」とは、内部通報及びこれに関連する相談をいう。

4 この要綱において「内部通報等をした者を特定させる事項」とは、内部通報等をした者が誰であるか当該事項単独で認識することができる事項をいう。

5 この要綱において「財務会計行為」とは、第2項各号に規定する行為のうち、市長その他の執行機関若しくはその職員が行う違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認める行為又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実をいう。

(通報相談窓口等)

第3条 内部通報等に係る事務を処理するため、総務部法務課に職員内部通報相談窓口（以下「通報相談窓口」という。）を設置する。

2 内部通報等に係る事務を適切に処理するため、当該事務を総括する内部通報対応責任者を置くこととし、総務部長をもって、これに充てる。

（外部調査員）

第4条 内部通報等に係る事務処理の適正を確保し、実効性のある調査を実施するため、内部通報外部調査員（以下「外部調査員」という。）を置くことができる。

2 外部調査員は、内部通報等に係る職務について、公平で中立な立場で適切に遂行することができる者のうちから、市長が選任する。

3 外部調査員は、職務を遂行するに当たり、通報相談窓口に対して意見を述べ、及び助言をし、並びに通報相談窓口と協力して調査することができる。

（内部通報等に係る事務に従事する者の責務等）

第5条 外部調査員及び通報相談窓口の職員その他内部通報等に係る事務に従事する職員（関与した者を含む。以下同じ。）は、職務上知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 外部調査員及び通報相談窓口の職員その他内部通報等に係る事務に従事する職員は、内部通報等をした者を特定させる事項については、次条の規定により公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第11条第1項の公益通報対応業務従事者（以下「公益通報対応業務従事者」という。）に指定された者以外の者に共有してはならない。ただし、内部通報等に係る事務の処理に当たり、内部通報等をした者を特定させる事項の共有が必要不可欠であり、かつ、内部通報等をした者の同意を得た場合は、この限りでない。

3 外部調査員及び通報相談窓口の職員その他内部通報等に係る事務に従事する職員（公益通報対応業務従事者を除く。）は、内部通報者を特定しようとする行為を行ってはならない。

4 外部調査員及び通報相談窓口の職員その他内部通報等に係る事務に従事する職員は、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

5 外部調査員及び通報相談窓口の職員その他内部通報等に係る事務に従事する職員は、内部通報等への対応に関する記録を作成し、適切な期間保管しなければならない。

6 通報相談窓口の職員その他内部通報等に係る事務に従事する職員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が内部通報等の対象となった行為に関係している場合には、当該内部通報等に係る事務に携わることができない。この場合において、当該職員は直属の上司にその旨を申し出なければならない。

7 市長以外の市の各機関は、内部通報に関し、通報相談窓口との連絡及び事案の調査等を行う担当職員をあらかじめ定めておくものとする。

（公益通報対応業務従事者）

第6条 市長は、外部調査員及び通報相談窓口の職員その他内部通報等に係る事務に従事する職員であって、内部通報等をした者を特定させる事項を伝達されるものを、公益通報対応業務従事者に指定する。

2 前項の指定は、書面により行う。

（内部通報先及び方法）

第7条 市職員等は、通報相談窓口内部通報等を行うことができる。ただし、自らの人事上の処遇、給与、勤務時間その他の勤務条件に係る事項については行うことができない。

2 内部通報等は、内部通報であることを示して、別記様式若しくは当該様式の記載事項を記載した書面（ファックス及び電子メールを含む。以下同じ。）、電話又は面談により行うものとする。

（内部通報者の責務）

第8条 内部通報等を行う者（以下「内部通報者等」という。）は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で内部通報等をしてはならない。

2 内部通報を行う者（以下「内部通報者」という。）は、客観的事実に基づき、誠実に内部通報を行わなければならない。

3 内部通報者は、第10条第1項及び第3項の調査に協力しなければならない。

4 内部通報者は、実名により内部通報を行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

（1）電話番号、メールアドレス等通報相談窓口が内部通報者との情報の伝達を行い得る手段を示すこと。

（2）内部通報者が第2条第1項各号のいずれかに該当することを示すこと。

（3）客観的に事実が説明できる資料を示すこと。

（内部通報の受理）

第9条 通報相談窓口の職員は、内部通報を受けたときは、内部通報者の秘密保持に留意しつつ、内部通報者の氏名及び連絡先並びに内部通報の内容となる事実を把握するとともに、内部通報者に対する不利益な取扱いのないこと、内部通報者の秘密は保持されること及び個人情報保護されることを内部通報者に説明するものとする。

2 通報相談窓口は、内部通報の内容が財務会計行為（入札談合に係るものを除く。以下同じ。）に当たる場合は監査委員事務局に対して、内部通報の内容が入札談合に当たる場合は公正入札調査委員会の事務局に対して内部通報者に関する情報を含めて情報を送付することを、内部通報者に説明するものとする。

3 第1項の規定は、内部通報に関連する相談を受けたときに準用する。ただし、内部通報に関連する相談者の氏名及び連絡先並びに内部通報の内容となる事実を把握することは要しない。

4 通報相談窓口は、内部通報の通報先及び方法が第7条各項に該当し、かつ、内部通報者が前条各項に規定する責務を履行すると認める場合は、内部通報を受理するものとする。

5 通報相談窓口は、内部通報を受理したときはその旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を当該内部通報者に速やかに通知するものとする。

6 前項の規定による内部通報者への通知に当たっては、内部通報の受理から処理の終了までに見込まれる期間を示すよう努めるものとする。

7 通報相談窓口は、第5項の規定により行う通知の内容について、あらかじめ、当該内部通報に関係する市の各機関に協議することができる。

8 通報相談窓口は、受理した内部通報について、必要に応じ、外部調査員に報告し、次条第1項及び第3項の調査の実施等について意見及び助言を求めることができる。
(調査の実施)

第10条 通報相談窓口は、前条の規定により受理した内部通報(市長に関するものに限る。)について、前条第8項の意見及び助言のもとに、自ら又は外部調査員若しくは関係所属の協力を得て、関係者からの事情の聴取、報告の徴取、書類の閲覧、現地の確認その他の必要な調査を行うものとする。

2 通報相談窓口は、前条の規定により受理した内部通報が、市長以外の市の各機関に関するものであるときは、前条8項の意見及び助言を付して、当該内部通報(内部通報等をした者を特定させる事項を含む。)を当該市の各機関に送付するものとする。

3 通報相談窓口は、前項の規定により内部通報の送付をするときは、当該内部通報の送付を受ける市の各機関に対し、必要な調査を実施するよう依頼するものとする。

4 第1項の規定により調査を行う者は、調査の実施に当たっては、内部通報者の秘密を守るため、内部通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

5 第1項の規定による調査を受ける者は、当該調査に誠実に協力するとともに、調査の状況等を他に漏らしてはならない。

6 第1項の規定による調査を受ける者は、当該内部通報者を特定しようとする行為を行ってはならない。

7 通報相談窓口は、前条の規定により受理した内部通報がハラスメントに係るものである場合であって、調査の結果、内部通報対応責任者が必要と認めるときは、別に定めるハラスメント防止等に関する規程に基づき設置された苦情処理委員会に意見を聴くことができる。ただし、通報者が苦情処理委員会に意見を聴くことを望まないときは、この限りでない。

(監査委員又は公正入札調査委員会への送付)

第11条 前条の規定にかかわらず、通報相談窓口は、第9条の規定により受理した内部通報が、財務会計行為に係るものである場合は監査委員事務局に、入札談合に係るものである場合には別に定める規程に基づき設置された公正入札調査委員会に当該内部通報を送付するものとする。

2 通報相談窓口は、前項の規定により内部通報の送付を受けた監査委員事務局又は公正入札調査委員会に対し、監査又は調査(以下「調査等」という。)の要否及び調査等を行うときはその着手時期、調査等を要しない、又は調査等を行わないとしたときはその理由について報告を求めるものとする。

3 通報相談窓口は、第1項の規定により送付した内部通報について監査委員が監査を行う場合又は公正入札調査委員会が調査を行う場合には、当該監査又は調査に係る内部通報の調査を実施しない。

(調査を行う旨の通知等)

第12条 通報相談窓口は、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、第10条第1

項及び第3項の規定により調査を行うときはその旨及び着手の時期を、調査を要しないこととなったときはその旨及び理由を、速やかに内部通報者に通知するものとする。

- 2 通報相談窓口は、前条第2項の規定により監査委員事務局又は公正入札調査委員会から報告を受けたときは、その内容を速やかに内部通報者に通知するものとする。
- 3 前2項の場合において、当該内部通報者が特に通知を望んでいないときその他やむを得ない理由がある場合は、通知を要しない。
- 4 通報相談窓口は、第1項の調査を行う旨の通知をした事案については、当該調査の進捗状況を適宜内部通報者に通知するものとする。ただし、内部通報者が通知を望んでいないときその他やむを得ない理由がある場合は、通知を要しない。
- 5 前項の通知をするに当たっては、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意して行うものとする。

(調査結果の通知等)

第13条 通報相談窓口は、第10条第3項の規定による内部通報の調査を行った市の各機関並びに第11条第1項の規定による内部通報の送付を受け調査等を行った監査委員事務局及び公正入札調査委員会に対し、調査等の結果の報告を求めるものとする。

- 2 通報相談窓口は、第10条第1項による調査の結果及び前項の規定により報告を受けた調査等の結果を市長に報告するとともに、必要に応じ、外部調査員に報告するものとする。
- 3 外部調査員は、前項の調査結果の報告を受けたときは、必要に応じ、講ずべき措置等について、市長に対し意見を述べ、又は助言をすることができる。
- 4 通報相談窓口は、調査の結果を内部通報者に通知するものとする。
- 5 前項の場合において、当該内部通報者が特に通知を望んでいないときその他やむを得ない理由がある場合は、通知を要しない。
- 6 第4項の通知は、前条第5項の規定を準用する。

(是正措置等)

第14条 市長は、前条第2項の規定による調査結果の報告(市長に関するものに限る。)を受けたときは、同条第3項の意見及び助言を踏まえ、必要な是正措置、再発防止策等(以下「是正措置等」という。)を講ずるものとする。

- 2 市長は、前条第2項の規定により受けた調査結果の報告が、市長以外の市の各機関に関するものであるときは、当該市の各機関の長に対し、同条第3項の意見及び助言を踏まえて、必要な是正措置等を講ずるよう要請するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により要請を受けた市の各機関の長に対し、是正措置等として講じた内容及びその結果の報告を求めるものとする。

(是正措置等の通知)

第15条 市長は、前条第1項の規定により必要な是正措置等を講じたとき又は同条第3項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて外部調査員にその旨を報告するとともに、速やかに内部通報者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 前項の場合において、当該内部通報者が特に通知を望んでいないときその他やむ

を得ない理由がある場合は、通知を要しない。

3 第1項の通知については、第12条第5項の規定を準用する。

4 第1項の規定は、是正措置等を講ずる必要がなかった場合に準用する。この場合において、同項中「その旨」とあるのは、「その旨及びその理由」とする。

（是正措置等に対する外部調査員の意見及び助言）

第16条 外部調査員は、前条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により報告された是正措置等について、必要に応じ、市長に意見を述べ、又は助言をすることができる。

2 市長は、前項の規定による是正措置等に対する意見及び助言（市長に関するものに限る。）を受けたときは、当該意見及び助言を踏まえ、当該是正措置等について、再検討するものとする。

3 市長は、第1項の規定により受けた意見及び助言に係る是正措置等が、市長以外の市の各機関に関するものであるときは、当該市の各機関の長に対し、当該意見及び助言を踏まえ、当該是正措置等について、再検討するよう要請するものとする。

4 前2項の規定による再検討の結果に伴う措置及び通知については、前2条の規定を準用する。

（市長等からの独立性の確保）

第17条 通報相談窓口は、内部通報に係る業務において、市長、副市長、各部長その他市の重要な業務執行の決定を行い、又はその決定につき執行する者が関与していることが疑われる第2条第2項各号に掲げる行為の事実を把握したときは、これらの者からの独立性を確保するため、外部調査員の意見及び助言を受けるものとする。

（不利益な取扱いの禁止）

第18条 市長及び副市長並びに職員は、内部通報者等に対し、内部通報等をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。

2 市長及び副市長並びに職員は、内部通報者等を特定しようとする行為を行ってはならない。

（不利益な取扱いに関する申出）

第19条 内部通報者等は、内部通報等をしたことを理由として不利益な取扱いを受けたと思料するときは、通報相談窓口はその旨を申し出ることができる。ただし、地方公務員法に基づく処分については申し出ることができない。

2 内部通報者等は、通報相談窓口の職員、外部調査員その他内部通報等に係る事務に従事する職員が、第5条第1項から第4項までの規定に違反したと思料するときは、通報相談窓口はその旨を申し出ることができる。

3 内部通報者等は、市の各機関の任命権者及び市職員等が前条第2項の規定に違反したと思料するときは、通報相談窓口はその旨を申し出ることができる。

4 前3項の規定による通報相談窓口に対する申出は、書面、電話又は面談により行うものとする。

5 通報相談窓口は、第1項から第3項までの規定による申出を受けたとき又は当該各項の規定による申出の対象となる事実を把握したときは、必要に応じ、その内容を外

部調査員に報告し、次項の調査の実施等について意見及び助言を求めることができる。

- 6 通報相談窓口は、第1項から第3項までの規定による申出を受けたとき又は当該各項の規定による申出の対象となる事実を把握したときは、前項の意見及び助言のもとに、調査（市の各機関に要請して行う調査を含む。）を実施し、必要に応じ、調査の結果を外部調査員に報告するものとする。
- 7 外部調査員は、前項の調査結果の報告を受けたときは、講ずべき措置等について、市長に対し意見を述べ、又は助言をすることができる。
- 8 市長は、前項の規定による意見及び助言（市長に関するものに限る。）を踏まえて、必要な是正措置等を講ずるものとする。
- 9 市長は、第1項から第3項までの規定による申出に係る事案又は当該各項の規定による申出の対象となる事実を把握した事案が市長以外の市の各機関に関するものであるときは、当該市の各機関の長に、第7項による意見及び助言を踏まえて、必要な是正措置等を講ずるよう要請するものとする。
- 10 市長は、前項の規定により要請をした市の各機関の長に対し、必要な是正措置等を講じた結果の報告を求めるものとする。
- 11 市長は、必要な是正措置等を講じたとき又は前項の規定により報告を受けたときは、必要に応じて外部調査員にその旨を報告するとともに、速やかに内部通報者等に対しその旨を通知するものとする。
- 12 前項の場合において、当該内部通報者等が特に通知を望んでいないときその他やむを得ない理由がある場合は、通知を要しない。
- 13 前2項の規定は、是正措置等を講ずる必要がなかった場合に準用する。この場合において、第11項中「その旨」とあるのは、「その旨及びその理由」とする。

（是正措置等の実効性の確認）

第20条 通報相談窓口は、是正措置等が講じられた後において、自ら又は市の各機関を通じ、講じた是正措置等が十分機能しているかどうかについて、必要に応じて適切な時期に確認するものとする。

- 2 通報相談窓口は、前項の確認の結果、新たな是正措置等を講ずる必要があると認めるときは、必要に応じ、当該事案を外部調査員に報告するものとする。
- 3 外部調査員は、前項の報告を受けたときは、新たな是正措置等について、市長に必要な意見を述べ、又は助言をすることができる。
- 4 前項の新たな是正措置等については、内部通報者等への通知に係る部分を除き、前条第8項から第11項までの規定を準用する。

（関係事項の公表）

第21条 市長は、毎年度、通報相談窓口に寄せられた内部通報に関する運用実績の概要等、内部通報に関して必要と認める事項を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、公表する。

（教育及び周知）

第22条 市長は、職員に対して、定期的に公益通報者保護法及び内部通報制度に関する教育及び周知を行うものとする。

- 2 市長は、外部調査員及び通報相談窓口の職員その他内部通報等に係る事務に従事する職員に対して、この要綱の適切な運用を確保するため、定期的に教育及び周知を行うこととし、内部通報等をした者を特定させる事項の取扱いについて、特に十分な教育及び周知を行うものとする。

（補則）

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に通報がなされる内部通報について適用し、この告示の施行の日前に通報があった内部通報については、なお従前の例による。